

**（仮称）三重県（鳥羽市）太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的  
環境影響評価書に対する三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）**

**（総括的事項）**

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
  
- 2 太陽光発電は、地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギーとして位置付けられているところであるが、本事業については、地域住民から、環境面や災害面において、事業実施を不安視する意見や反対する意見が数多く寄せられており、また、関係する市長からは、「地域住民から大きな反対を受けていることは、本市においても重く受け止め、第一に地域住民に対して十分に納得できる対応を願っている」との意見が提出されている。  
このことから、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2018年4月改定、資源エネルギー庁）に基づき、自治体や地域住民と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払拭及び不満の解消に最大限努めること。
  
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
  
- 4 措置報告書の作成までに、事業計画について可能な限り確定させるとともに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した措置報告書を作成すること。  
また、事業計画を簡易的環境影響評価書に記載された計画から変更する場合には、変更の経緯を記載するとともに、変更後の計画について、適切に予測及び評価を行うこと。  
なお、簡易評価書に対する住民意見、関係市長意見及び知事意見についての事業者見解の記載にあたり、それらの意見と異なる対応となる場合には、その理由を詳細に記載すること。

**（個別的事項）**

**1 騒音、振動**

国道 167 号線から事業実施区域に至るまでの道路には、住宅地が存在しており、資材運搬車両の走行に伴う騒音及び振動の影響が想定されるため、適切に予測及び評価を行い、可能な限り影響を低減すること。

## 2 水質

- (1) 大規模出水時に洪水等が発生しないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行うなど、適切に管理すること。
- (2) 事業実施区域内の西側の谷について、調整池を設置しない計画であるが、造成時において、濁水の流出が懸念されることから、濁水流出防止措置を講じること。
- (3) 事業実施区域の周辺の利用者及び周辺海域の漁業者に対する濁水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討すること。

## 3 水質、地形及び地質

造成により、流域が変更されるとともに、地表面の起伏及び表層土の状況が大幅に改変されるため、地表の浸透能が変化することで、土砂流出や斜面崩壊の発生等が懸念される。このことから、事業実施区域に対し上流側から流入する雨水の排水並びに事業実施区域内の雨水の排水及び浸透に係る計画を措置報告書に記載するとともに、周辺の表流水及び地下水に対する造成の影響について、予測及び評価を行い、必要な保全措置を講じること。

また、排水等の計画の検討にあたっては、事業終了後も排水の機能が維持される計画とすること。

## 4 水質、水生生物

事業実施区域周辺に生息する水生生物に対する濁水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討すること。

## 5 地形及び地質

- (1) 土砂災害の発生による影響を及ぼさないよう、人家や人家立地見込み地周辺への法面の形成を避けること。
- (2) 斜面や調整池の崩壊により周辺に被害が生じないよう、事業終了後も含めた安全性の確保に配慮すること。
- (3) 事業実施区域内の谷部に大規模な盛土を行うことから、事業実施区域に対し上流側から流入する雨水を適切に流下させるほか、盛土地盤の安定性の確認、地表及び地中の適切な排水、盛土の緩みの防止、並びに斜面及び法面の浸食防止等の措置を講じること。

## 6 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

- (1) 大規模な森林伐採が行われ、生物多様性への影響が大きくなると考えられるため、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所が極力大きくなるようにすること。
- (2) 重要な種の保全措置の検討にあつては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 動植物に対する影響について、工事の実施時だけでなく、施設の供用時も含めて評価するとともに、事後調査の実施を検討すること。
- (4) 盛土、切土に伴って、地下水の流れが変化することが考えられるため、事業実施区域周辺のため池及び湿地環境に極力影響を与えないよう、必要な措置を行うこと。

## 7 陸生動物、生態系

- (1) 生息が確認されている鳥類について、工事の実施に伴い、営巣後に繁殖を中断することのないよう、繁殖期を把握のうえ、適切な工期を設定すること。
- (2) サシバについては、「サシバの保護の進め方」（平成 25 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課）に準拠し、営巣中心域、高利用域の解析を行ったうえで、必要に応じて適切な保全措置を講じること。解析を行う際は、「サシバの保護の進め方」に従い、以下の事項に留意すること。
  - ・営巣中心域は、まず確認された営巣木から半径 200m の範囲で円を描き、さらに 200 m 程度は営巣木を移動させる可能性があることを考慮し、林縁が伸びている両方向に沿って、円を 200m スライドさせて新たな円を描き、それらをつないだ範囲において周辺の地形や植生等を考慮したうえで特定すること。
  - ・サシバの営巣木とされる場所の西側には主稜線（伊勢志摩スカイライン）があり、行動範囲がそれより西側に及んでいると考えにくい地形となっていることから、行動圏は東側により広がっている可能性があることを考慮すること。
  - ・周辺の地形から、Ss003 の飛翔軌跡（事業実施区域東側の尾根）を含む位置まで高利用域が及んでいる可能性があることを考慮すること。
- (3) サシバの保全措置の検討にあつては、「サシバの保護の進め方」では「高利用域の減少や分断を極力回避する」とされているように、高利用域全体を残置することを基本とすること。

## 8 陸生植物、生態系

- (1) 生態系の典型性注目種について、現存量の多い植物群落についても対象とすること。また、予測及び評価にあつては、注目種等への影響についてだけでなく、これらで代表される生態系全体に対する影響についても検討すること。

- (2) シイ・カシ二次林は、潜在自然植生に近い植生であり、生態系としてみたときには昆虫や動物の貴重な生息空間であることから、シイ・カシ二次林の重要性を認識したうえで、予測及び評価を行うこと。

## 9 水生生物

事業実施区域内において、魚類が生息していることを前提として、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

## 10 生態系

変更区域はフェンスで囲われることから、典型性注目種として選定したニホンジカに対する環境保全措置である「樹木伐採計画範囲の遵守」及び「造成裸地や造成法面の緑化」は不適切であるため、環境保全措置を再検討すること。

## 11 景観

- (1) 事業実施区域は伊勢志摩国立公園に含まれているため、主要な眺望点からだけでなく、様々な視点から眺望された場合を想定し、施設の配置等を検討すること。
- (2) 本事業の実施により、伊勢志摩スカイラインからの眺望景観に影響が生じることが懸念されることから、施設の供用により当該道路から眺望の変化が大きくなる地点を調査地点として追加することを検討すること。
- (3) 近隣の民家・集落からの眺望が想定されるため、調査地点として追加することを検討すること。
- (4) 太陽光パネルからの反射光による景観への影響について、予測及び評価することを検討すること。

## 12 温室効果ガス

樹木の伐採による二酸化炭素蓄積量の減少量及び二酸化炭素吸収量の減少量について、予測及び評価すること。